

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び大分市契約事務規則（昭和 39 年規則第 12 号）第 25 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 9 月 8 日

大分市長 足立 信也

本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。
電子入札の取扱いは、この公告に定めるもののほか大分市電子入札運用基準による。

1 競争入札に付する事項

(1) 工 事 名	都市計画道路松原国宗線(仮称)新中島橋橋梁上部工工事		
(2) 工 事 場 所	大分市大字皆春外		
(3) 工 期	○	契約締結日の翌日から令和 12 年 2 月 15 日まで	
	—		
	—		
(4) 工 事 概 要	橋梁上部工 一式 鋼 4 径間連続合成鈹桁橋 L=223.7m		
(5) 予 定 価 格	¥1,732,487,900.-（消費税及び地方消費税を含む。） ¥1,574,989,000.-（消費税及び地方消費税を除く。） なお、本工事は最低制限価格制度を適用する。（【別紙 2】を参照）		
(6) 支 払 条 件	前 払 金 有（令和 8 年度 1 回, 令和 9 年度 1 回, 令和 10 年度 1 回, 令和 11 年度 1 回） 中間前払金 有（令和 8 年度 1 回, 令和 9 年度 1 回, 令和 10 年度 1 回, 令和 11 年度 1 回） 部 分 払 有（令和 8 年度 1 回, 令和 9 年度 1 回, 令和 10 年度 1 回） ただし、「現場説明書（施工条件明示内容）」の「〈その他〉10. 継続費に係る特則について」に基づき支払う。		
(7) 備 考	本工事は、議会の議決に付すべき契約につき、仮契約ののち大分市議会の議決を得た後、契約担当者が契約の相手方に対し、本契約を成立させる旨の意思表示をしたときに本契約としての効力が生ずるものとする。		

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

(1) 共同企業体の資格条件

① 構 成 員 の 数	2 社とする。
② 構 成 員 の 組 合 せ	(2)―Ⅱ代表構成員の資格要件を満たす 1 社と、(2)―Ⅱ其他構成員の資格要件を満たす 1 社の組合せとする。ただし、すべての構成員が(2)―Ⅰ全構成員の資格要件を満たす必要がある。
③ 結 成 方 法	自主結成とする。
④ 出 資 比 率	すべての構成員が 30%以上の出資比率であること。

⑤ 存 続 期 間	ア 当該工事の請負契約の相手方となった共同企業体 成立してから、当該工事の履行後3ヶ月間存続するものであること。 イ 当該工事の請負契約の相手方とならなかった共同企業体 成立してから、当該工事の請負契約が締結された日まで存続するものであること。
⑥ そ の 他	代表構成員は、当該共同企業体の構成員のうち出資比率が最大であること。 共同企業体の構成員は当該工事の他の共同企業体の構成員を兼ねることができない。

(2) 構成員の資格要件

I 全構成員

① 入 札 参 加 者 の 資 格	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
② 経 営 事 項 審 査	公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても有効な経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による審査をいう。）の結果の通知を受けていること。
③ 指 名 停 止 の 有 無	公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても「大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領」（平成12年大分市告示第477号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。
④ 暴 力 団 排 除	公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても「大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」（平成24年大分市告示第377号。以下「排除措置要綱」という。）に基づく排除措置期間中でないこと。
⑤ 不 渡 り 等 の 有 無	開札予定日以前3月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
⑥ 倒 産 手 続 等 の 有 無	次のいずれにも該当しない者であること。（ただし、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。） ア. 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者 イ. 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者 ウ. 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
⑦ 建 設 業 の 許 可	一般建設業又は特定建設業の許可を有していること。（建設業法第3条第1項第1号又は第2号）
⑧ 技 術 者 の 配 置	建設業法第26条に規定される本案件の業種における技術者を当該工事に配置できること。ただし、余裕期間が設定されている場合は、契約締結日から工事の始期の前日までの余裕期間は、当該技術者の配置を要しない。
⑨ 電 子 登 録	大分市への電子入札システムの利用者登録をしている者であること。

II 各構成員（表中、○印を付したものを要件とする）

区分	適用	代表構成員	その他構成員
①業 種	○	鋼構造物工事 （公告日において、「大分市建設工事競争入札参加資格審査要綱」（平成17年大分市告示第1616号）により、この業種の入札参加資格の認定を受けている者であること。）	
②等 級	—		
③指名希望順位	—		
④総 合 評 定 値	○	令和6年10月1日から令和7年9月30日 までの間の決算日を基準日とする経営	令和6年10月1日から令和7年9月30日 までの間の決算日を基準日とする経営

		規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載されている①業種における鋼橋上部の総合評定値が 1170 点以上の者であること。ただし、公告日において、建設業法に基づく主たる営業所（本店）が大分市内にある場合は、750 点以上の者であること。	規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載されている①業種における鋼橋上部の総合評定値が当該代表構成員の点数未満かつ 670 点以上の者であること。
⑤企業の施工実績	○	平成 28 年度（契約締結日基準）以降に元請けとして、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した鋼橋上部工事（新設）の施工実績を有する者であること。（共同企業体としての施工実績は出資比率が 20% 以上（本市発注工事は 15% 以上）のものであること。）	
⑥配置予定技術者の施工経験	○	現場代理人又は主任（監理）技術者として、⑤に掲げる工事に従事した経験を有する者であること。ただし、現場代理人については、⑤に掲げる工事に従事した時に主任（監理）技術者の資格を有していた場合に限る。	
⑦本店所在地	○	公告日において、次のいずれかに該当する者であること。 ア 建設業法に基づく主たる営業所（本店）が九州管内にある者 イ 九州管内に大分市との入札契約に関する権限の委任を受けた支店（営業所・事業所等）がある者	公告日において、建設業法に基づく主たる営業所（本店）が大分市内にあること。
⑧専任で配置する技術者	○	（【別紙 4】を参照）	（【別紙 4】を参照）
⑨技術者の兼務	○	「大分市における建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者及び同法第 26 条の 5 の規定の適用を受ける営業所技術者等の取扱いについて」を参照	「大分市における建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者及び同法第 26 条の 5 の規定の適用を受ける営業所技術者等の取扱いについて」を参照
⑩その他の事項	○	・一級土木施工管理技士の資格を有する監理技術者（競争入札参加資格確認申請書を提出した日以前 3 ヶ月以上の雇用関係がある者）を当該工事に専任で配置できること。 ・自社工場（自社が保有する鋼橋上部工製作工場）を保有する者であること。なお、「自社が保有する」とは以下の全てに該当する者に限る。 ア 製作工場（一定の区画）について、単一の企業が運営していること。 イ 継続的に工場を保有していること	・一級土木施工管理技士の資格を有する主任技術者（競争入札参加資格確認申請書を提出した日以前 3 ヶ月以上の雇用関係がある者）を当該工事に専任で配置できること。

		(工事期間中のみの賃貸借契約は継続的とみなさない。) ウ 企業自らが製品管理や作業全般の工程管理等に対して実質的に関与していること。	
--	--	--	--

3 入札参加制限等 (本案件は、下記表のうち、○印を付した制限を適用する)

区 分	適用	備 考
(1) 手持工事による 入 札 参 加 制 限	○	(【別紙5】を参照)
(2) 同日開札における 落 札 制 限	○	(【別紙6】を参照)

4 入札手続等 (表中の期間には、土・日曜日及び祝日等の休日を含まない)

(1) 担 当 課	大分市 総務部 契約監理課 〒 8 7 0 - 8 5 0 4 大分市荷揚町2番31号 (電話) 0 9 7 - 5 3 7 - 5 7 1 4		
(2) 本公告内容の交付 期 間、場 所 及 び 交 付 方 法	① 交 付 期 間	令和8年9月8日(火) から 令和8年10月7日(水) 午後5時まで	
	② 交 付 場 所	(1)担当課に同じ。	
	③ 交 付 方 法	直接交付によるほか、インターネットでも行う。 (大分県共同利用型 入札情報サービスシステム https://www.t-elis.pref.oita.lg.jp/DENTYO/GPPI_MENU)	
(3) 設計図書等の閲覧 期 間 及 び 閲 覧 方 法	① 閲 覧 期 間	(2)の①に同じ。	
	② 閲 覧 方 法	電子閲覧に供する。 電子入札システム上の「設計図書等閲覧」の場所に掲示する添付ファイルを参照。システム上の障害等により、電子データをダウンロードできない場合は、速やかに未使用のCD-Rを契約監理課に持参して提出すること。	
(4) 設 計 図 書 等 の 質 疑 応 答	① 質 問	提 出 方 法	書面を持参又は電子メール。ただし、電子メールで提出する場合は、提出前に(1)担当課に電話連絡を行うこと。 e-mail : keiyaku@city.oita.oita.jp
		提 出 期 間	令和8年9月9日(水) から 令和8年10月2日(金) まで (午前8時30分から午後5時まで)
		提 出 場 所	(1)担当課に同じ。
	② 回 答 の 閲 覧	閲 覧 期 間	質問があった翌日から起算して2日後までに開始し、入札書受付締切日までの午前8時30分から午後5時まで
		閲 覧 方 法	電子入札システムによる。 (※電子入札システムにより閲覧できない場合は、(1)担当課の場所において閲覧に供する。)
(5) 特 定 建 設 工 事	共同企業体協定書の写しを提出し、電子入札システムの登録を受けなければならない。		

共同企業体の登録	① 提出期間	令和8年9月8日（火）から 令和8年10月1日（木）午後5時まで	
	② 提出場所	(1)担当課に同じ。	
	③ 提出方法	書面を持参して提出すること。郵送又は電送では受け付けない。	
(6)競争入札参加資格 確認申請書及び競争 参加資格確認資 料（以下「申請書等」 という。）の提出	① 提出期間	令和8年9月8日（火）から 令和8年10月5日（月）午後5時まで	
	② 提出方法	原則として電子入札システムによる。 なお、添付する書類の作成アプリケーション及びファイル形式は、次のとおりとする。 ※ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないこと。	
		アプリケーション	ファイル形式
		ア Microsoft Word	・ Word 文書（.docx） ・ Word97-2003 文書（.doc）
		イ Microsoft Excel	・ Excel ブック（.xlsx） ・ Excel97-2003 ブック（.xls）
		ウ その他	・ PDF（.pdf） ・ テキストファイル（.txt）
		（ ）は拡張子	
	③ 提出様式 （○を付した様式 を作成・提出す ること）	○	競争入札参加資格確認申請書 様式第1号（その2）
		○	履行実績 様式第2号（その1）
		○	配置予定技術者の資格等 様式第3号（その1）
(7) 現場説明会	実施しない。		
(8) 入札保証金	免除する。		
(9) 入札及び積算 内訳書の提出	① 提出期間	令和8年10月6日（火）午前9時から 令和8年10月7日（水）午後5時まで	
	② 積算内訳書の作成	書式は、作成例を参考に設計図書にある各項目（土木積算の場合は工事数量総括表の費目・工種・種別・細目、建築積算の場合は内訳の名称）に対応する数量、単位及び金額を明記すること。 積算内訳書は入札書に添付すること。（ただし、契約担当者が特に認めるときは、この限りではない。） ファイル形式は(6)の②と同じ。	
	③ 入札方法	原則として電子入札システムによる。	
	④ 入札回数	原則として1回とする。	
	⑤ その他	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の <u>100分の10</u> に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の <u>110分の100</u> に相当する金額を入札書に記載すること。	
(10) 開 札	① 開札予定日時	令和8年10月8日（木） 午前9時00分	
	② 開札場所	大分市荷揚町2番31号 大分市役所9階 第1入札室	
	③ 開札の立会	入札参加者のうち希望者は、開札に立ち会うことができる。（「大分市電子入札立会要領」を参照）	

	④落札者決定の保留	開札後は、最低価格入札者の入札額及び業者名を公表の上、落札者の決定を保留し開札を終了する。
(11) 事後審査及び入札結果の公表	① 事後審査	開札後に、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者の申請書等について審査する。 ア 最低価格入札者が競争参加資格を満たしている場合は、最低価格入札者を落札者とする。 イ 最低価格入札者が競争参加資格を満たしていない場合は、予定価格の制限の範囲内の最低制限価格以上をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）の競争参加資格を確認した上で、次順位者を落札者とする。 なお、次順位者が競争参加資格を満たしていない場合は、以降同様の手続を行う。
	② 入札の無効	(11)の①事後審査で確認した競争参加資格を満たしていない者が行った入札は 無効 とし、その結果を通知する。
	③入札結果の公表	(11)の①事後審査により落札者を決定した場合は、直ちに入札参加者に対し通知を行うとともに、入札結果を公表する。
(12) 入札参加者の公表	この一般競争入札に参加しようとした者の名称並びにその者のうち当該入札に参加させなかった者の名称及びその理由を競争入札参加資格確認後に公表する。	

5 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明（表中の期間には、土・日曜日及び祝日等の休日を含まない）

(1) 説明の請求	競争参加資格がないと認められた者は、4の(11)の②入札の無効の通知日の翌日から起算して7日以内に、書面（様式は自由）を持参して、契約担当者に対し競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができるものとする。 なお、郵送又は電送による提出は受け付けない。 また、書面の提出場所は4の(1)担当課とする。
(2) 回答	(1)の書面を提出した者に対しては、書面の提出があった日の翌日から起算して8日以内に書面により回答する。

6 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は 無効 とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。
(1) 入札者としての資格のない者のした入札
(2) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
(3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
(4) 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札
(5) 入札金額を訂正した入札
(6) 予定価格を上回る入札
(7) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札
(8) 郵送による入札
(9) 電子入札にあつては、市長が指定する認証方法を用いない入札
(10) 電子入札にあつては、契約担当者が使用する電子計算機に到着した入札金額等の電磁的記録が書き換えられた入札
(11) 公告に示した競争参加資格のない者のした入札

- (12) 申請書等を提出しなかった者のした入札（**未記入の場合を含む。**）
- (13) 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- （※申請書等に虚偽の記載をした場合、指名停止要領に基づく指名停止の対象となることがある。）
- (14) 入札参加制限を受ける者のした入札
- (15) 提出期限までに積算内訳書（入札価格と一致する工事価格計又は業務価格計の総合計を記載したものに限る。）を提出しなかった者のした入札
- (16) 積算内訳書の工事価格計（消費税等相当額を除く。）又は業務価格計（消費税等相当額を除く。）が、入札価格と一致していない者のした入札
- (17) 積算内訳書の積算根拠、金額その他の内容について説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した者のした入札
- (18) **共同企業体名で入札していない者のした入札**

7 その他

(1) 開札後の異議申立て	入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
(2) 落札候補者の行った入札の有効	契約担当者は、開札後、落札者を決定するまでの間に落札候補者が次の①から③のいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。 この場合、契約担当者は落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。 ① 指名停止要領に基づく指名停止措置を受けたとき ② 排除措置要綱に基づく排除措置を受けたとき ③ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき
(3) 落札者決定の取消等	契約担当者は、落札者決定後、契約締結〔議会の議決に付すべき契約（以下「議会案件」という。）〕の場合は、仮契約後の議会の議決〕までの間に落札者が、(2)の①から③のいずれかに該当した場合は、落札者決定の取消又は仮契約の解除を行うことができるものとする。 この場合、契約担当者は落札者決定の取消又は仮契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
(4) 契約保証金の納付	契約者は、大分市契約事務規則第6条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。 ① 利付き国債の提供 ② 銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証
(5) 契約保証金の免除	次のいずれかに該当する場合においては、契約保証金を免除する。 ① 契約者が保険会社との間に大分市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 ② 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
(6) 請負業者賠償責任保険	本工事の施工に当たっては、建設工事請負契約約款第61条に基づき、工事着手前に請負業者賠償責任保険に加入しなければならない。 (※被保険者名は「請負者、全下請負人」とすること。) 填補限度額は、対人賠償（被害者1名当たりの填補限度額）1億円以上 （1事故全体の填補限度額） 2億円以上 対物賠償（1事故全体の填補限度額） 3千万円以上 免責金額（自己負担額） 10万円以内

(7) 下 請 負 契 約	本工事に係る下請負契約については、大分市内に本店を有する者を優先して活用するよう努めること。
(8) 工 事 材 料 納 入	本工事に係る工事材料納入契約については、納入契約の相手方を大分市内に本店を有する者から選定するよう努めること。
(9) 定 め の な い 事 項	この公告に定めのない事項については、大分市要件設定型一般競争入札実施要領（電子入札用）（平成１８年１１月２８日施行）、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、地方自治法施行令及び大分市契約事務規則の定めるところによる。
(10) 情 報 公 開	入札に関し提出された書類については、大分市情報公開条例（平成１６年大分市条例第３号）に基づく情報公開の対象とすることがある。
(11) 照 会	不明な点は、大分市総務部契約監理課に照会すること。 電話 ０９７－５３７－５７１４

【別紙２】最低制限価格制度について

最低制限価格制度とは、入札により契約を締結しようとする場合において、予定価格（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の制限の範囲内で 最低制限価格（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする制度のことである。

本市では、建設工事及び建設コンサルタント業務等の競争入札において、最低制限価格制度を導入しており、以下のとおり取り扱うこととする。

１．対象案件

設計金額が１３０万円を超える建設工事及び５０万円を超える建設コンサルタント業務等

２．算定方法

（１）建設工事

①、②により制限割合を算定後、③により最低制限価格を算定する。

① 制限割合の算定式について

$$\frac{(\text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 68\%) \times 1.10}{\text{設計額}}$$

（注１）「直接工事費の 97%の額」、「共通仮設費の 90%の額」、「現場管理費の 90%の額」、「一般管理費等の 68%の額」のそれぞれの額に 1 円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。

上記の合算額に 100 分の 110 を乗じて得た額を設計額で除して得た割合（小数第 3 位を四捨五入し、第 2 位までとする）。

（注２）共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。

② 制限割合の適用範囲

$$7.5/10 \leq \text{制限割合} \leq 9.2/10$$

（注３）制限割合の計算結果が、適用範囲の下限值（7.5/10）を下回る場合は 7.5/10 とし、上限値（9.2/10）を上回る場合は 9.2/10 とする。

③ 最低制限価格の算定式

$$\text{最低制限価格} = \text{予定価格} \times \text{制限割合}$$

（注４）算出した額に 1 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(2) 建設コンサルタント業務等

①、②により制限割合を算定後、③により最低制限価格を算定する。

① 制限割合の算定式について

$$\frac{(\text{項目ア} + \text{項目イ} + \text{項目ウ} + \text{項目エ}) \times 1.10}{\text{設計額}}$$

(注1) 下記別表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表アからエまでに掲げるそれぞれの額 (1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる)の合算額に、100分の110を乗じて得た額を設計額で除して得た割合 (小数第3位を四捨五入し、第2位までとする)とする。

② 制限割合の適用範囲

$$\text{別表の適用範囲の下限値} \leq \text{制限割合} \leq \text{別表の適用範囲の上限値}$$

(注2) 制限割合の計算結果が、下記別表の業種区分の欄に掲げる適用範囲の下限値を下回る場合は下限値、上限値を上回る場合は上限値とする。

③ 最低制限価格の算定式

$$\text{最低制限価格} = \text{予定価格} \times \text{制限割合}$$

(注3) 算出した額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(別表) 業種区分ごとの制限割合の算定項目

業種区分	ア	イ	ウ	エ	適用範囲
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の50%の額	—	6/10 から 8.2/10
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の60%の額	諸経費の60%の額	6/10 から 8/10
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の90%の額	一般管理費等の50%の額	6/10 から 8.1/10
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の90%の額	解析等調査業務費の80%の額	諸経費の50%の額	2/3 から 8.5/10
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の90%の額	一般管理費等の50%の額	6/10 から 8.1/10

※ 詳細は「大分市建設工事及び建設コンサルタント業務等に係る最低制限価格制度要綱」を参照

【別紙４】専任配置可能技術者について

専任配置可能技術者とは、発注工事の契約書類提出日（落札決定日から７日以内。ただし議会案件の場合は議決の日。）において確実に専任配置が可能な主任技術者又は監理技術者をいう。以下同じ。

入札金額に１００分の１１０を乗じた額が４，５００万円（建築一式工事にあつては９，０００万円）以上のものについては、「配置予定技術者の資格・建設工事等経験」（様式第３号（その１））により専任配置可能技術者を届け出ること。

なお、入札金額に１００分の１１０を乗じた額が４，５００万円（建築一式工事にあつては９，０００万円）未満となる入札をする者については、届出は不要とする。

１．雇用関係

専任配置可能技術者は、原則として、入札の申込のあった日（競争入札参加資格確認申請書を提出した日）以前３ヶ月以上の雇用関係がある者を届け出るものとする。ただし、災害復旧工事において特例措置が適用される場合は、この限りではない。

２．届出の様式

専任配置可能技術者は、「配置予定技術者の資格・建設工事等経験」（様式第３号（その１））により届け出ること。

３．複数の候補者の届出

専任配置可能技術者として複数の候補者がある場合は、複数の候補者を届け出ることができるものとする。

４．届け出ていた者が本工事に配置できなくなったとき

専任配置可能技術者として届け出ていた者を他の工事（本工事と同日開札の大分市契約監理課発注の工事を除く。）に主任技術者又は監理技術者として配置することとなった場合は、開札予定日時までに、その旨を記載した書面を提出すること。なお、その場合はその者のした入札は無効とする。

ただし、書面による届出がなく本工事に専任配置できなくなった場合は、落札者決定の取消を行ったうえ、指名停止要領に基づく指名停止の対象とする。

５．専任技術者の途中交代

契約締結に当たっては、様式第３号（その１）により届け出た専任配置可能技術者を配置するものとする。ただし、次の①から④のいずれかに該当する場合においては、その途中交代を認めるものとする。

- ①死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合
- ②受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合
- ③工場から現地へ工事の現場が移行する場合
- ④工事工程上技術者の交代が合理的な場合

６．余裕期間制度を適用する工事の場合

この場合における専任配置可能技術者とは、工事の始期において確実に専任配置が可能な主任技術者又は監理技術者をいう。

【別紙５】手持工事による入札参加制限について

公告日において、手持工事を２件（優遇措置の対象者にあつては３件）有する者は、本工事の入札に参加できない。なお、その者のした入札は無効とする。

入札公告日の状況	入札参加制限	
ア．手持工事が２件 （優遇措置対象者にあつては３件）	同じ業種の入札に参加できない	誤って同じ業種の入札に参加したときは、その者のした入札は無効とする
イ．手持工事が１件	参加可能な入札件数に制限はない	ただし、落札者となり、手持工事が上限に達したときは、同じ業種の入札に参加できない（その者のした入札は無効とする）
ウ．手持工事が０件		

１．手持工事とは

次のいずれにも該当する工事をいう。

- （１）大分市（契約監理課）が発注した要件設定型一般競争入札による建設工事。ただし、公告文に入札参加制限を適用しない旨を記載したものを除く。
- （２）本工事と同一業種の工事。
- （３）本工事の公告日において施工中（落札決定のときから工事の完成検査終了の日までの間にあるもの（公告日に完成検査を受検したものを含む。））の工事。公告日以降に落札した工事もこれに含む。
ただし、本工事の公告日の属する年度より前の年度において契約締結したものうち、当初請負代金額が３億円未満のものは除く。

２．優遇措置の対象者とは

次のいずれかに該当する者をいう。

- （１）公告日の属する年度及び過去５年度の間に、本工事と同業種の工事で大分市優良建設工事表彰を受けた者
- （２）公告日において、大分市に障害者雇用促進企業として登録されている者
- （３）公告日において、大分市に障がい者優先調達推進企業として登録されている者

３．手持工事の算入時期

入札に参加した工事の落札者となったときから手持工事の件数に算入する。

４．その他

共同企業体として契約した工事にあつては、各構成員は手持工事を１件有するものとする。

【別紙6】同日開札における落札制限について

本工事と同日に開札する、本工事を含む同業種（かつ同等級）の工事のうち、1件を落札した者は他の工事の落札者にはなれない。なお、この場合、同日落札制限の対象外とした工事は含まない。

ただし、この制限に起因して入札不調となるときは、制限を解除して**受注可能件数（※）**に応じた落札決定を行う。

（※）受注可能件数の提出要領

受注可能件数は、競争入札参加資格確認申請書（様式第1号（その2））に記載すること。

なお、受注可能件数は、同日に開札する同業種（かつ同等級）のすべての工事において同じ件数を記載すること。同じ件数となっていないものや件数の記載がないものについては、受注可能件数を1件とみなす。

《事例》

受注可能件数（全業者2件の場合）

業者①②③④⑤のうち、①②と③④は2社JVを結成して入札参加、①と⑤は単独で入札参加

開札時刻	工事名	入札参加者	落札候補者	落札者 (受注件数)	考え方
9:30	工事1 (JV)	①②JV ③④JV	①②JV	①②JV (①②:1)	
9:45	工事2 (JV)	①②JV ③④JV	①②JV	③④JV (③④:1)	落札制限が①②JVに適用され、落札者は次順位の③④JV
10:00	工事3 (単独)	① ⑤	①	⑤ (⑤:1)	落札制限が①に適用され、落札者は次順位の⑤
10:15	工事4 (単独)	①	①	① (①:2)	落札制限が①に適用され、入札不調になるため、開札時に落札制限を解除